

スズメバチ要注意!!

ハチは、春から秋にかけて活発に飛びまわっています。特にスズメバチは9月から10月にかけて繁殖期を迎え非常に攻撃的になります。スズメバチは他のハチと違い、近くに巣があれば攻撃をします。

もしハチに刺されたら...

どんなに注意していてもハチに刺されてしまう事態は起こり得ます。もし刺されてしまった場合、どのような処置が必要となるのでしょうか？

①速やかにその場から離れる。

まずは安全の確保を！慌てずにゆっくりと低い姿勢で離れましょう。

②傷口を洗い毒を出す。

患部にはハチの毒が残っているためこれを取り除きます。また、患部に針が残っている場合は押し込まないように注意しながらピンセットなどで取り除いてください。

③傷口に薬を塗り冷やす。

薬の塗布と冷却が必要です。

④早めに医療機関を受診する。

症状が悪化する場合があります。早めに医療機関への受診をおすすめします。



注意点

不運にもハチに刺されてしまった場合は、痛み、血圧低下、体組織の破壊、アレルギー症状などを引き起こす可能性があります。アナフィラキシーショック（血圧低下や意識障害などの症状があるショック状態のこと）に陥ると生命に関わるような激しい全身症状が現れることも…。毒を絞り出しながら水で洗い流すことは有効ですが、このとき口で毒を吸い出すのは止めましょう。誤って飲んでしまったり、口の中に傷があったりすると、そこから毒が入ってしまいます。なるべく早く病院に行き、医師に処置してもらってください。

救命講習会の開催について

開催日・時間	内 容	場 所
令和4年9月22日(木) 9:00～	普通救命講習Ⅰ・Ⅱ 応急手当 WEB 講習	石川消防署
10月 9日(日) 9:00～	上級 応急手当 WEB 講習	//

※応急手当WEB講習を実施すると講習時間が1時間短縮となります。

WEB講習は受講日の1カ月以内に受講し「受講証明書」の提出が必要となります。スマホ保存でも可。なお、受講希望者が5人に満たない場合は、講習会の開催を中止とさせていただきます。講習会の詳細は、平田分署へお問い合わせいただくか須賀川地方広域消防組合ホームページをご覧ください。



石川消防署平田分署 ☎55-2213 FAX0248-94-2079

令和4年 秋の全国交通安全運動

《期 間》

令和4年9月21日から9月30日の10日間

《運動スローガン》

ヘルメット かぶるだけでも 救える命

《年間スローガン》

わたります 止まるやさしさ ありがとう

《運動の重点項目》

- (1)子供と高齢者を始めとする歩行者の安全確保に努めましょう。
- (2)夕暮れ時と夜間の歩行者事故等の防止及び飲酒運転の根絶に努めましょう。
- (3)自転車の交通ルールを遵守の徹底に努めましょう。

STOP! 飲酒運転



9月は「不法投棄防止強調月間」です！

不法投棄とは？

廃棄物処理法では、「何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない」と定められており、これに違反してごみを投棄することを「不法投棄」といいます。

ごみを捨てたり埋めたりするほか、ごみを放置しているような状態（不適正保管）も不法投棄に該当する場合があります。

たとえ、自分の土地であっても違法な行為です。

また、土地の所有者は、自分の土地を清潔に保つように努めなければなりません。

罰則：不法投棄を行うと、5年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金（法人は3億円以下の罰金）に処せられます。

不法投棄を見つけたら通報を！

不法投棄は発見が遅れると環境汚染が拡大するおそれがあるほか、行為者の特定が難しくなる場合もあります。早期の段階でやめさせることが重要ですので、ためらわず県や市町村に通報してください。

※不法投棄者に接触することは大変危険ですので、無理な写真撮影や声かけをしないでください。



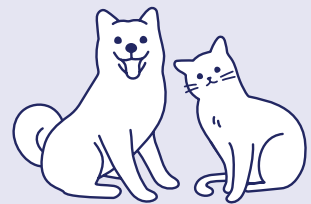
通報はこちらへ

県中地方振興局 県民環境部 環境課 ☎024-935-1502
または 役場 住民課 ☎55-3112

9月20日～26日は動物愛護週間です ～動物は、愛情と責任を持って飼いましょう～

1 犬の正しい飼い方について

- (1) 犬を飼ったら、登録と狂犬病予防注射を受けましょう。また、犬が死亡した時も役場に届出をしましょう。
- (2) 名札、鑑札と注射済票などを犬に装着しましょう。
(もし犬が迷子になった際に、飼い主の発見につながります。)
- (3) 飼い犬を放し飼いしないでください。
(リードや首輪の点検を定期的に行いましょう)
- (4) 犬の散歩の際は、必ずリードをつけ、フンは持ち帰りましょう。
- (5) ペットが逃げてしまったら、保健所、役場、警察等にすぐ連絡しましょう。



2 猫の正しい飼い方について

- (1) 猫はできるだけ室内で飼いましょう。
(ふん尿の苦情が寄せられています。周りに迷惑がかからないように飼いましょう)
- (2) 飼い猫を迷子にさせないでください(名札をつけましょう)
- (3) 野良猫に餌を与えた結果、不幸な子猫が生まれるケースが増えています。
・野良猫に餌を与えている方は、その猫の管理者(飼育者)となります。責任の取れないエサやりはやめてください。

3 動物がみだりに繁殖しないよう、不妊手術等適切な繁殖制限をしましょう。

4 動物の遺棄・虐待は犯罪です

- (1) 愛護動物を遺棄・虐待した場合⇒100万円以下の罰金。
- (2) 愛護動物を殺傷した場合⇒2年以下の懲役または200万円以下の罰金。

5 災害時のペット対策としてキャリーバッグ、フード、水、トイレ用品などを準備しておきましょう。

住民課 ☎55-3112